

1972年第98回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 4月19日(第10日目) 午前10時11分開議  
午後0時20分散会

2. 出席議員(19名)

1番 伊 佐 徳 次 郎	2番 島 徳 吉
3番 大 川 正 雄	4番 天 久 盛 雄
5番 宮 城 正 光	<del>6番 柳 藤 仁 正</del>
7番 宮 城 仁 政	8番 又 吉 正 弘
9番 宮 里 敏 行	10番 比 嘉 守 雄
11番 <del>安 次 富 盛 信</del>	12番 崎 間 正 篤
13番 柳 原 源 信	14番 仲 村 春 信
15番 山 本 朝 保	16番 <del>武 新 行 男</del>
17番 多 和 田 真 一	18番 大 川 昇
19番 玉 那 覇 行 昭	20番 伊 佐 雅 仁
21番 比 嘉 義 定	22番 古 波 藏 清 次 郎

3. 欠席議員(2名)

11番 安次富盛信

16番 武新行男

4. 議事説明員

市 長 崎 間 健 一 郎	功 役 沢 崎 安 一
収 入 役 興 屋 好 永	編 務 課 長 多 和 田 真 一
住 民 課 長 知 念 和 夫	厚 生 課 長 伊 佐 友 誠
税 務 課 長 古 波 藏 信 三	農 林 課 長 <del>柳 藤 仁 正</del>
商 工 振 興 課 長 <del>崎 間 健 一 郎</del>	部 計 課 長 新 垣 信 栄
建 設 課 長 高 宮 城 昇	消 防 長 大 城 仁 幸
固 定 資 産 課 長 武 島 正 孝	

水道部長 仲村 春盛  
会計課長 天久 実

営業課長 奥里 将弘  
工務課長 金城 健栄

5. 事務局出席者

事務局長 末吉 健男      庶務係長 照屋 毅  
議事係長 島袋 真由      書記 仲村 春夫  
書記 比嘉 定治

6. 議事日程(第10号)      1972年4月19日(水曜)

日程第1	(別紙添付)
日程第2	
日程第3	
日程第4	

第98回宜野湾市議会定例会議事日程表(第<sup>10</sup>号)

1972年4月~~18~~<sup>19</sup>日午前10時開議

- 日程第1 議案第50号 宜野湾市の督促手数料及び延滞金徴収条例
- 日程第2 議案第51号 宜野湾市児童手当支給条例の全部を改正する条例
- 日程第3 議案第52号 宜野湾市児童手当支給条例の特例に関する条例
- 日程第4 議案第53号 宜野湾市と畜場の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例
- 日程第5 議案第54号 宜野湾市道路占用料徴収条例
- 日程第6 議案第55号 宜野湾市道潰地補償基金条例
- 日程第7 議案第56号 宜野湾市消防団員等公務災害補償条例
- 日程第8 議案第57号 宜野湾市消防団員等公務災害補償審査会条例
- 日程第9 議案第58号 宜野湾市立学校設置条例

日程第10 議案第60号 宜野湾市公設市場使用料徴収条例の全部を改正する条例

日程第11 議案第49号 宜野湾市職員定数条例の全部を改正する条例

日程第12 議案第59号 1972年度宜野湾市一般会計歳入歳出補正予算

議長  
是日より第98回定例会第10日目の本会議  
を開きます。  
(午前10時11分)

議長  
休憩いたします(午前10時11分)  
再開いたします(午前10時15分)

議案

日程第1議案第50号 宜野湾市の督促手数料及び近  
 隣金徴収条例、日程第2議案第51号 宜野湾市児童手当  
 支給条例の全部を改める条例、日程第3議案第52号 宜  
 野湾市児童手当支給条例の特例に関する条例、日  
 程第4議案第53号 宜野湾市屠畜場の設置及び管  
 理に関する条例の全部を改める条例、日程第5議案  
 第54号 宜野湾市道路占用料徴収条例、日程第6議  
 案第55号 宜野湾市通達地補償基金条例、日程  
 第7議案第56号 宜野湾市消防団員等公務災害補  
 償条例、日程第8議案第57号 宜野湾市消防団員等  
 公務災害補償審査会条例、日程第9議案第58号 宜  
 野湾市立学校設置条例、日程第10議案第59号 宜野  
 湾市公設市場使用料徴収条例の全部を改める条  
 例、日程第11議案第60号 宜野湾市職員定数条例の  
 全部を改める条例以上11案件を一括上程いたします。  
 尚11案件につきましては、継続審議中の議案であります。  
 昨日慎重審査をいたしました。今日は改めて一括  
 議題といたしまして、質疑を許します。

議長

休憩いたします(10時17分)

再開いたします(10時36分)

8番

50ページの使用料の方が3.3平方メートル770円、店舗、  
 倉庫の方が1 3.3平方メートル月額610円となっております。  
 この算出に拠ってはどうか、又この  
 使用料に拠っては、業者の立場を考慮して陳情がござい

た.と死みます. どの業者どの割合いまいかがどうか.  
それからこれは 5月15日から施行される訳ですか. 今審議  
中の補正予算を見た場合には建築にかつと今の状態を  
というふうには予算は減額\*とされておられます. そうした場合は  
には. 今の市場のそのまゝの状態ではワワワワというトル  
には2月25日までとさせていただきます. そのように無収するの  
ですか. どうか. その辺をご説明願います.

商工観光課長

お答え申し上げます. 現行の店舗の場合月額に  
は. 47.5にのります. それで倉庫の場合月額にして坪当り  
は. 1.78にのります. それを308坪で計算して. 端数の  
円を上げておきます.

(進行と呼ぶ)

1番

議案第47号について質疑を行います. この定数系列  
の改定については先だつての議会でも諮問されてこの諮問が  
可として議会の意見が決定された訳でありますか. 議会  
としては市議所の運営は45,000千円の予算内で行われ. 少  
ない経費で多大の効果を上げたのか. 市当局議会の  
責任だと思ふ訳でございませう. この定数は標榜で  
ございませうか. 速やかにそれだけの定数が心算で  
あるのか. というのが第1点. 第2点. 議会は諮問  
の附託意見に1次通り予算の時裏で4週間する  
という大きな気持ちも覚悟はつておられますか. これに  
ついて第1点の件を市長からお願いいたします.

市長 . . . . .

お答えいたします。この<sup>様</sup>は、この年度の~~部~~最終的~~な~~方針~~を~~決定するに必要でございます。

／審  
私の質疑は、現時点において最終的の<sup>様</sup>でございますか。それだけの<sup>様</sup>の人員は、最終的に年度末まで必要であるということでございますか。そうなりますと議会が認めた件については、附託意見は全然無視されたような感を受ける訳でございますか。これは<sup>様</sup>でありまして、それだけの<sup>様</sup>は、是非確保したいということですか。しかしこの<sup>様</sup>を全部適用するということですか。はつきりお答えですか。

市長  
お答えいたします。5月15日時点にはその<sup>様</sup>は必要ではございませんか。趣向の3月末までには必要でございます。

／審  
はい、終了です。

議長  
休憩いたします(10時40)  
再開いたします(10時46)  
議案第50号、51号、52号、53号、54号、55号、56号、57号、58号、59号、60号については質疑を尽くされたようでありまして、質疑を打ち切るとしてご異議ありませんか。

議長 . . . . .

ご異議ありませんので、質疑を終ります。

議長

日程第1議案第60号に対する討論を求めます。

議長

討論を省略して表決に付したいと思いますが、ご異議ありませんか。

議長

ご異議ありませんので、討論を省略して表決に付します。

議長

日程第1議案第60号 宜野湾市の智彦年数数811延滞全徴収条例については、原案の通り可決することに  
ご異議ありませんか。  
(異議なしと叫ぶ)

議長

ご異議ありませんので、議案第60号は原案の通り可決決定いたします。

議長

日程第2議案第61号 宜野湾市児童手当支給条例の全部を改正する条例に対する討論を求めます。

議長

本案につきましては討論を省略いたしますので、表決に付したいと思いますが、ご異議ありませんか。



議長

ご異議ありませんので、討論を省略いたしまして、表決に  
付します。

議長

議案第61号は原案の通り可決することに、ご異議ご  
せいのありませんか。

(異議なしと回答)

議長

ご異議ごせいのありませんので、左様決定をいたします。

議長

次日程第3議案第62号 宜野湾市児童手当支給条例の  
特例に関する条例についての討論を求めます。

議長

討論を省略して表決に付したいと思いますが、ご異  
議ごせいのありませんか。

議長

御異議ありませんので、討論を省略いたしまして表  
決に付します。

議長

議案第62号につきましては、原案の通り可決すると  
してご異議ごせいのありませんか。

(異議なしと回答)

議長

ご異議ありませんので、左様決定させていただきます。

議長

日程第4議案第53号 宜野湾市屠畜場の設置及び  
管理に関する条例の全部を改める条例に對する  
討論を求めます。

議長

本案につきましては、討論を省略し、表決に付したい  
と思っております。御異議、ごさいませんか。

議長

ご異議ごさいませんので、討論を省略いたしまして、表  
決に付します。

議長

議案第53号は、原案の通り可決することに御異議ご  
さいませんか。  
(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ごさいませんので、左様決定させていただきます。

議長

次日程第5議案第54号 宜野湾市道路占用料徴収  
条例に對する討論を求めます。

議長

本案につきましては、討論を省略いたしまして、表決に付

したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、討論を省略いたしまして表決に  
付します。

議長

議案第~~54~~<sup>55</sup>号は、原案の通り決することにご異議ござ  
いますか。  
(異議なしと叫ぶ)

議長

ご異議ございませんので、左様決定いたします。

議長

日程第6議案第55号 宜野湾市道蹟地補償基金条例に  
対し討論を求めます。

議長

本案に討論を省略いたしまして、表決に付したいと思  
います。御異議ございませんか。

議長

御異議ありませんので、討論を省略いたしまして、表決に  
付します。

議長

議案第55号は、原案の通り可決することにご異議ござ  
りますか。

(異議なしと仰る)

議長

御異議ありませんので、左様決定せうといたします。

議長

昨日程第7議案56号 宜野湾市消防団員等公務災害補償条例に付する討論を求めます。

議員

本案につきましては、討論を省略いたしまして、表決に付したいと思っております。御異議ございませんか。

議長

御異議ございませんので、討論を省略いたしまして表決に付します。

議長

議案第56号につきましては、原案の通り可決することと御異議ございませんか。

(異議なしと仰る)

議長

御異議ございませんので、左様決定せうといたします。

議長

日程第8 議案第57号 宜野湾市消防団員等公務災害補償審査会条例に付する討論を求めます。

議長

本案につきましては、討論を省略いたしまして、表決に付いた  
いと見えます。御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので、討論を省略いたしまして、表決  
に付いたします。

議長

議案第67号につきましては、原案の通り可決することに御異  
議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので、右様決定いたします。

議長

昨日程第9 議案第68号 宜野湾中高等学校設置条例に  
つきますは、質疑の段階で継続審議といたします。

御異議ございませんか。

議長

(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ありませんので、質疑の段階で継続審議といた  
します。

議長

日程第10 議案第69号 宜野湾市公設市場使用料徴収条例

例の全部を改めする条例についての討論を承りました。

議長

本案につきましては、討論を省略いたしまして表決に付したいと思っております。御異議ございませんか。

議長

御異議ございません。討論を省略いたしまして、表決に付します。

議長

議案第60号につきましては、原案の通り可決するに御異議ございませんか。  
(異議なしと呼ぶ)

議長

御異議ございませんので、左様決定をいたします。

議長

日程第11議案第49号 宜野湾市職員定数条例の全部を改めする条例については、質疑の時点で継続審議といたしたいと思っております。御異議ございませんか。  
(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ございませんので、左様決定をいたします。

議長

日程第12議案第59号 1992年度 宜野湾市一般会計補

計算を両の上程をいたしす。

議長

本案に對し質疑を許す。

議長

休憩をいす(午前10時32分)

再開をいす(午前10時35分)

省

請負契約の内題でございませうか。7ページの第2表  
 の中の番号でございませうか。契約期間が5月9日で  
 ございませう。この金額は契約通りであったとしても  
 6.350/とございませう。これは復帰後という事で合  
 と大臣大臣の交換レートに於て支払うという契約がま  
 るか。どうか。もしこれが元来の5月9日に終り  
 どの時点で支払うか。これは右の通りです。一  
 しか。これは、復帰後5月15日以降に支払うとい  
 うことには、当然差損補償というものが出来たと思  
 います。その場合の差損はどなた負担ですか。又  
 大臣大臣の交換レートという面でも、この契約が  
 元々の通りか。どうか。もしこれが、元々の以前に工  
 事を進行しておれば、これは5月9日という事でござ  
 りませう。当然そういう問題は起すまいかと。程  
 好いてございませう。この5月9日に支払うという事は  
 理であるか。どうか。ア、さういふ事は、さうい  
 うに復帰以前に工事の契約を終りおすという契約  
 以内には完了してございませう。復帰後という事で  
 支払う。後の事は、さういふ事は、さういふ作業が

いかどうか、そのお聞きがせ獲たいと定めます。

都計課長

御説明申し上げます。先手一歩です。契約書の中に大蔵大臣が示す208については、契約書の中では明示はありません。

△答

はい。

都計課長

それと第2回目、5月9日まで(2ということも含んで)現在4月10日現在で大体現地は済みです。設計書のとれをわけておいて、約7211ドルの金額はできています。設計がとれず不達による4月20日までの委託業務の完了が非常に無理があるということで5月14日の打ち切り決算との関係で現在、起債部分として、完了した分は今月で払いおいて残った分を一応債務負担行庫としてわけてござります。

△答

そのうちで当然これは復帰前に支払いは完了すべきか。これは復帰後にある。契約の中にはそれがありましたかということになります。これは、先損補償として、当然要求もしてきます。課長としてですね。この場合には交換レートでやる意思があるか。或いは、360月の読みかた、一般にいれかていたと360月でかえるということもいれかて、そのれをわけて支払う考えをわけておきます。予算措置はどうか。



いるか。どうお答えになるのか。そこをお答え下さい。

都計課長

又今、おっしゃいますように私共のちとしては、その金額は360円として換算して予算上は面計上ということになっておりますが、何分発注者側と請負者の両方で決まるといふことで、それがその話には請負人の那前測定のようになっておりますが、それがその話の合意はなされております。

△省

もう一度お聞きしたいんですが、71年12月25日着工するようになっておりますが、契約の時期はいつなっておりますか。

都計課長

契約は71年の12月3日です。

△省

これは契約ですね。その時期から若損補償の問題が出て来るとあるんか。交換は△Aかいは△Bという話でその時期から付ておられたんですが、その場合には△Aかいは△Bを契約の中におり、△Aかいは△Bかいはどういうことですか。△Aかいは△Bかいは大蔵大臣が示す額かというようにおっしゃるというんですが、どうして△Aかいは△Bかいは△Cかいは△Dかいは△Eかいは△Fかいは△Gかいは△Hかいは△Iかいは△Jかいは△Kかいは△Lかいは△Mかいは△Nかいは△Oかいは△Pかいは△Qかいは△Rかいは△Sかいは△Tかいは△Uかいは△Vかいは△Wかいは△Xかいは△Yかいは△Zかいは△AAかいは△ABかいは△ACかいは△ADかいは△AEかいは△AFかいは△AGかいは△AHかいは△AIかいは△AJかいは△AKかいは△ALかいは△AMかいは△ANかいは△AOかいは△APかいは△AQかいは△ARかいは△ASかいは△ATかいは△AUかいは△AVかいは△AWかいは△AXかいは△AYかいは△AZかいは△AAZかいは△AAAZかいは△AAAZZかいは△AAAZZZかいは△AAAZZZZかいは△AAAZZZZZかいは△AAAZZZZZZかいは△AAAZZZZZZZかいは△AAAZZZZZZZZかいは△AAAZZZZZZZZZかいは△AAAZZZZZZZZZZかいは△AAAZZZZZZZZZZZかいは△AAAZZZZZZZZZZZZかいは△AAAZZZZZZZZZZZZZかいは△AAAZZZZZZZZZZZZZZかいは△AAAZZZZZZZZZZZZZZZかいは△AAAZZZZZZZZZZZZZZZZかいは△AAAZZZZZZZZZZZZZZZZ

都計課長

これと同様に入札でござらん。

△省

入札でない、外の2件につきましては、私を本土に行つてい  
るときに契約されているので、

△省

土木の方では、そういう契約内容にあり込んである人が  
多。契約の中には土木が盛り込んであるというものはどうい  
うことですか。あとでは、当然統一してこういう契約は結  
ばれたいと思つておる。どういふことか。土木、舗装、一  
契約内容で変わる内容で契約するが。

議題

休憩 (11時40分)

再会 (11時42分)

議程

特別措置法の25条は、日本国又は地方公共団体が  
この法律の規定に基づき継承するアメリカ合衆国に  
債権債務以下この条において、トル表示の債権債務とい  
う沖繩の市町村が、有しているトル表示債権債務その他  
国又は地方公共団体の沖繩にあるもの、由に  
存するトル表示債権債務及び沖繩にあるもの、由、又は  
沖繩にあるもので本土にもあるもの、由に、存するトル  
表示債権債務で本項を支払ふべきものは、政令で定め  
るもの及び特約のあるものを除き、この法律施行の際  
第47条第1項の規定による交換比率は、日本国表示  
の債権又は債務に換り算定されたものであること、

かっております。

議長

休憩いたします。(11時43分)

再開いたします。(11時44分)

都市計画課長

お答えします。先程の件はお詫か申し上げます。これにつきましては、甲建築業者がやかましく、その話を聞いて一応特約事項として進めたいと考えております。

9番

総務課長にお聞かせします。事務処理上の問題かと思っております。昨日のこ説明では、交付税の何名の減かというふうな説明がございましたが、それで教育負担金の問題につきましては、同じ比率でやっておりますか。

総務課長

同じようにやっております。

9番

ということになりますと、交付税の対象の額とそれ以外の上乗りの額が負担金には加味されている。その加味された額は、どう説明はしますか。

総務課長

一部は全部25%削減をいたします。

9番

この予算全体の額のパーセントに基準を置いているのか、  
交付税の額も基準としておいてあるのか。

総務課長

交付税の額に一応基準をおいておきます。

9番

どなたけの上おしで一応調整<sup>整</sup>してあるか。

総務課長

これと、これと、あくまでも交付税が確定した限り  
上増しは当初予算で、30,000円と定めたけれども  
一応、これと交付税を追加せねばならない。これに對  
して追加が2,2回程度ありましたけれども一応総  
額として23%削ってございます。

9番

そのものも変わりませんか。

総務課長

そうです。

8番

27ページの児童手当のちがひ増額となっておりますが、  
これは、政府補助関係でどうなっているのか。

厚生課長

お答え申し上げます。

これは、政府との補助金の内達はございませぬ、市独自の児童手当の増額でございませぬ。

答

市場の工事費の古が金額削減されております。これは、昨年度より一年近く建築費が伸びたこと、その理由として同時にその政体については市長の施策の中にはあつたかと思ひます。次年度では、どう計画をたてておられるか、その点をお聞きがせ願ひたいと思ひます。

市長

お答えいたします。一応当初計画に設計も完了はありましたが、市場の家賃の關係で業者と折り合ひがつかず一応は入札にかけられなかった訳でございませぬ。次年度においては何論これは、次年度というよりは、おっしゃる通り、起債の場合におきましては、必ず政府の認可が入りませぬので、おっしゃる業者の方と折り合ひがつかず、この問題は、検討すると、結局、その検討したところからいへば、1年ごとにおくものと、47年でもしできなかった場合には、工事を招き入れる場合には、47年にも入札と47年度に一語しかつは、48年の予算に付のせられるというようにお答えいたします。

答

今度の市長のお答には、おっしゃると次年度においても、おっしゃる計上は不可能だと業者と話し合ひに付て更正予算になるか、次にござんせぬ人か、というようにござんせぬか、附々市長は、綱領の中

は中小企業育成、そしてこの市場関係等と  
 約それかと見えます。そこで施策面において、  
 うしてこの市場を改革すべきであるが、又市場に  
 任んでおる方が、建築したいというふうには要  
 求があるからであるか、その辺の面を十分伺た  
 いと仮りに市長は、いわゆる市場の由題は十分市民  
 の立場、市長という施策の立場からして、今後~~は~~  
 にはすべからず、~~→~~ううの考え方があるか、  
 当然積極的に取り組んでおいてやるべきでな  
 いかと、可様に思う次第でございます。その辺  
 の考え方であるか、業者から要望があるから  
 であるか、その辺は是非お願いしたいと思  
 います。

市長

現在の市場といふことは、どうして業者から  
 論議されてくたこととありましたか。この前  
 から色んな夏場になると、色んな由題があり  
 建築したいという考え方でもありましたが、  
 中でも福祉行政いなくて、独立採算性でござ  
 います。その場合において、その起算する資金に  
 いて、その起算する資金にあって、償還の因  
 由は市場の人達の折り合いかどうかは、  
 もこの由題に対しては、おつていけな  
 います。いくらもいって、一般予算から繰出  
 しては、この事業はできないという考え方  
 業者と折り合いついておつた訳でござ  
 全体の組合というのか、組織せよ、その  
 の人達が、こい、や、と、どう折り合

つかなくて、できなかった訳でございませう。

8番

折り返しということは、どういうことですか。

市長

1平米当り25坪から25坪。組合側の場合は18坪とか、そういうふうな由題で値段の由題、家賃の由題で折り返しがかかる訳でございませう。

8番

家賃の由題ですか。

市長

はい。

8番

家賃と建築とは関係ないんじやないですか。

市長

建築資金をかけた場合は、独立採算性<sup>制</sup>でございませう。それにかけた場合は、その人から償還<sup>差</sup>財源にある訳でございませう。

8番

独立採算性<sup>制</sup>ということ、どういった身数とか、そういう基準があるんですか。お物の売ったり買ったりなつたらですか。

市長

建築費に対する償還がどうですか。

と審 耐

家の耐用年数は何年ですか。

市長

結局、借った中債に対する償還でどうですか。耐用年数との関係ありません。

と審

そして市長の考えは、独立採算性<sup>制</sup>というごとき、家ごとく採算性<sup>制</sup>ということは何年か基準ですか。

市長

それは多分事実によると思います。結局市の場合にあつては、10年以内において、この家賃を償還するということでは考えてあります。

と審

どうですか。いわゆる左の市長の考え方で施策の何があつて、10年で銀行から借り入れたら10年分借りて、10年で家賃でかえりかえらば、ということだけであつて、何も施策面からいわゆる市場を以て、その団体これを中小企業の育成の面からある程度施策を打つておきたいと。そういうものは全然組み入れなくて、左の市場、金かいくと借りたから、何年借りたからその家を償還すれば、いいんだという一つの考え方（かな）と、同僚が、これは2つの市場におつて市民が経済



的に進んで発展的になるがというふうな一時的な全体的な施策の面は、全然考慮されてないし何様の考えか、その辺は、どうですか。

市長

市がつかうことにおいて、それだけ、ほんとうは中小企業者のことを考えている。市場という問題で特別に市場の人達に家賃を安く貸すということは、厚く水を使ふ。しかし市が特別にその銀行から借りて、長期間借りて、それに沿って、市として面倒をみてあげます。

8番

市長は業者が不況の額は、特別安いというふうにしていてあげてあげた。周囲をくすめた場合には、どうしように業者が借りた額は、べしほうに安いとこのように受け取っています。

市長

私が個人的に企業でつかうのは安いと見ています。

8番

いやその辺にはもうと安くのとちまたと、うまいかあります。その辺はどうかうふふふをあげてあげたい。いやいやその間では、業者が何をたか助けるかは、業者を助けたら、市場は改良しなつという事です。いやいや同様の半分値(50%)とか/倍の値しか、業者は借りないという事であるから、いやいや市長が、あつしやる、うまい業者を助けたら、いやいや

は、市場はつくうが、いんかというところまで思ひ  
ます。しかしながら市長のほうからみれば、家、という感  
じはするんか、又、誰か、三者のやれず、適正なとい  
う人もあるんか、ということであるから、市長が、あ  
いさうか、業者を助けた日には、いんか、という表  
現は、あつた、と思ひますか、その業者が示した借  
り、という借賃料は、それほど、いんか、というので、

市長

業者が示した借賃料と申し立て、例えば、市、計  
画にある建物に対して、もし個人であるから、その  
建物から赤字を出して、その経営は、かり立てたとい  
ふと、市、建て、あつた、場合には、いんか、で、利  
潤を、追及、して、いんか、

8番

赤字、赤字と、あつた、いんか、建物、で、いんか、  
差、異、なつた、ら、買、う、の、か、い、く、ら、で、売、る、の、か、い、く、ら、な、つた  
から、赤字、に、な、り、お、いた、とい、う、こ、と、か、き、え、る、は、あ、つた、  
家を、建て、て、赤字、とい、う、こ、と、は、

市長

償還、は、い、んか、な、り、あ、つた、ので、償還、は、い、んか、あ、つた、  
の、建物、は、こ、う、して、自、分、の、賦、存、し、や、こ、う、い、んか、あ、つた、の、  
で、償還、は、賦、存、と、い、う、こ、と、で、い、んか、あ、つた、

8番

10年、で、計画、は、10年、で、償還、は、この、家、が、<sup>耐</sup>用、年、数  
が、10年、あ、つた、場、合、に、は、い、んか、と、い、う、こ、と、で、い、んか、あ、つた、

これ以上まった場合には、いかなる赤字どう計算  
には、なさないと思っております。

市長

当初の計画でございまして、10年目を半分に減  
ると半分の、後10年間で減らすという計算で借りて  
おります。

8番

そこで論じられてもよかぬが、次の年度の予算では、どう  
いった考え方をもちあわせますか。

市長

次の年度の予算には、結局組合の方と話し合いかつが  
け、この予算は計上できません。

8番

現時点では計上

市長

現時点でもたから起債の由題におきまして、従来は  
琉球政府とするおき、起債いかにございまして起債  
する段階に1年前にその起債をいかにかけ、結局予算に  
計上されるわけで、結局一点に組合と話し合いかつ  
がけ、ア案がつけば、今年の5月までに、大蔵省に起債認可  
申請をするおき、認可されたら47年には着工と、結局  
47年度計上できない訳でございまして、結局47年に  
おいて、話し合いかつがけ、かけ、たゞということでは、

8番

市長の議会としては、当然市場はつくべきか  
 ということで予算を計上、議会にも意思として十分予算に  
 計上され、つくべきかというふうなもので計上されて  
 おります。これは、いわゆる市長は執行でござい  
 ます。これに対して、市長は、議会に対してどういったような責任  
 を感じられますか。いわゆる執行不能でございませう。議  
 会としては、市長と、毎朝にこれは当然市長の立場から  
 市場は建築すべきかと思はされておられます。  
 しかしながら十分これに対して、反映させてない執行不  
 可能です。十分責任を果してないということであらう。それ  
 に対しては、どうも感じられておられますか。

市長

おっしゃる通り議会の意見によって可決はされたか  
 ございませう。この問題は組合を折り合いかつたか  
 かった。たまたまございませうので、まあこれは今後  
 に対して、議員の皆さんから、お入りを承けて、これは完成す  
 るようにやってもらいたいと思っております。

8番

そして今後今までの話しと今後の予算内でもできなかった  
 業者のせつ、そして次年度においてその積極さが全  
 然かかっております。

市長

これに対して、十分に組合の方には話しております。さう  
 であるかではないかと、今の今年のうちにやった方が  
 であるか、今後はますますおっかしくなるか、何回も

話し合っており、いかにしてその市場の組合と市当局とを協定を結び出すことができて、こうなっている訳でございませう。この問題に対しては、次年度からはますますおもしろくなるからということも申し上げてあります。

8番

市長としては、どうして今のままで壁でかみせんてきないという考え方が、かついい折衷案、免人分のは考えらる、いかにする当局も一方の考え、業者も片一方の考えで平行線をまると、井戸には、何んか妥協線はないというより現時点では考えておられるのか。

市長

そういうことでございませう。一つ議会の議決の旨とんがらも、せめてこの問題をどうと議決するか以上、是非中に入らねばならないと。

8番

一つ議会で条件を提案して下さい。理由も、どうして議会で議決するに理由があるから。

4番

関連いたして、質疑したいんですが、先程市長は、47年で話し合いつかちつた、48年でいかにできないという事で、~~お話し~~ございませうか。私、日本法調でなくて大変失礼でございませうが起債は1ヶ月前でなければいけませんという先程の答弁ですか、これは事実ですか。

1ヶ月前に起債認可を<sup>得</sup>ずればならぬ起債はできない  
と、1ヶ月前に起債申請しなさいと云うことですか。

市長

予算予定をかいて、工事に付いては、或いは起債  
をかけた人に対しては、1ヶ月前の日に5年と20  
20はギリギリと云うふうにして前に出しておくと云  
うこと。

4番

年度の始ですか。

市長

1ヶ月前の年度、4ヶ年度にギリギリな5は4ヶ年度で  
2ヶ年以内です。

4番

途中からの20は起債の申請とかは全然受け付けないと  
いうことですか。

市長

はい。

4番

従来は、どういう方法ですか。

市長

従来は沖繩の場合でも10月までということになって  
おりましたけど、今年度の場合には、特別に2ヶ月、3ヶ月

位の延期とかが認められておきます。

△答

72年の何月までにはやらなければいかん訳です。

市長

48年度ですが、48年度からと、これは、いまより解りませ  
んが、5月の末までには一般申請をいかにやらなければ  
かと思っております。

△答

1ヶ月前にすれば、いかにいかにすれば、やうな場合  
合に(聴取不能)起債の問題において、早急にやろうとい  
う場合にある程度起債の認可と認可を取りつけられ  
ようとして予算で、トシルですが、市場の場合独立  
採算で一般予算の(聴取不能)、途中で両者の話し合い  
が、起債の用途を分け、47年度予算ですが、  
次の年度中へでも変更できると思うんですが、先程  
の市長の答弁では、1ヶ月前に申請しなければいかん  
という事ですか、やうな場合には相違する事案が  
1ヶ年度という相当問題があると思うんですが、47  
年度中に申請して、それが認可なるという可能性は全  
然ない訳ですか。

市長

結局、47年度の予算におきましても、たかそれ  
予算に外する起債の問題におきかても、財政費の  
起債とか免令ある訳でございまして、それに対し  
ても、その予算年度の前の年度でやらんと、これは、

たいと申請におかなかいけ、できないう課をござい  
ます。

中長

今度の予算のあり方としては、前年度で一度起債認可  
した令に対しては事業できないうということですね。

中長

申請した令に対して、

中長

その年度内には申請した令が認可された場合には、次年度  
の事業としてやるという考えであるが、或いは、起債その  
年度で、ですね、申請は、しかし起債が認可されたら、  
と着工できるのもある訳です。次年度の予算に繰り入れら  
れる負担行為があるのは、(聴取不能) しかしこれは、独  
執行もできるような状態のものであります。結局、47年  
度以内には政府の認可をえて、48年度に予算計  
上したいということですが、それとも政府の認可が調整  
がつけは、更正でも出される考えがあるが、これは来年  
度はないと思えらるかとね。

※立派な起債の認可をうけるには起債が  
必要です

中長

起債認可の場合にはおきましては、ちゃんとその認可指令  
がきます。起債認可の出来たあとでも予算の場合は、申  
請予定でございまして、その予定の場合には着工してやる  
いと起債申請出したら認可がおります。認可した場合  
には着工してございまして、



▲答

たから、その場合には市場の場合には、47年度に出た場合には、48年度の着工がでませんということですが、47年度で出て、その年度で起債認可がおりた場合にはその年度で更正して、執行する考えがあるかどうか。

市長

現制度の場合におきまして、市場の場合起債認可がおりております。おりておりますけれど、これは着工した場合において、全額借り入れて税金はかけない、~~おまけに~~  
~~おまけに~~

▲答

はいそれは解決しています。

市長

たからこの次におきましては、この起債認可は現政でございまして、とします。又、新しく日本政府において起債申請をして、認可がおりてから結局着工ということになります。

▲答

それは、解決ですか。問題は、47年で調整がついて、起債認可の申請をやる。その時点で年度内で起債の認可がおりた場合には、着工する考えがあるかどうか。

市長

起債認可は、47年度には、私の方で定めます。中  
と上りの時、一般起債認可を申請する場合に吐き  
きまして、おたおた政府に申請はありませぬ。それ  
組合と一般了解がつけられ申請したいということに  
なっております。

△省

その調整の方法は、どうな方法で、どうなですか。

市長

組合例に対しても十分話し合っております。

△省

借入金の内題、長期低利融資の内題もあると思  
うんですが、従来の事業計画、あるいは、それに大切に傾  
きしなけりか、いかないかと。それは修正する程  
度、今の25セルの圏域におおくと、或は新しい、借入金  
で目途がついて、償還の期日とか、そういうのが出せな  
くとも思っております。どうなわけかある程度、その償還の年限  
あるいは起債の問題でこの市長が先程いふように、  
独立採算という面である程度上るか、あるいは下がる  
ような空気を打ち出す訳でありますか。その場合に  
市長は、すぐいつ頃から業者とのその面についての折衝  
を始められるのであつかうか。

市長

内題は、今の場合も市中銀行から借りると、いまして  
ある方は長期にわたって借りると。

〓答

新聞に出ておられるような中小企業の貸出しが相当あるとありますが、そういうものも基礎に於いて計算してどの位にか適当であるかというのはいつ頃に出せる予定がありますか。

市長

一応この問題に外れては、実際には借り得てみると本土政府からの位の長期融資を借ると、或いは自身に存するか、或いは20年を解りませぬけれど、やて試算して大体どの位にかかと、やて、後得後の建築単価がどの位にかかと、やて、償還の場合の金利を計算いたしまして、實際上、現在の25%より20%にはなると、或いは15%にはなるという事にはなれども、これは組合と相談して、いかにいかになつたかという事でござります。

〓答

いかにいかに問題にやなつて今までの御算に於いて、新しい試算で計算していかんと今までの計算方法で或いは償還年限、利息に於いて大加え変わると思っております。その点については、何するかと云う事は未定でなつておられるか分らんという事でござります。改良するの意思はあります。

市長

構っています。

〓答

いせ、そのうちで早速に業者と調整するといふお考えは結構ですわ。

中長

一応その長期融資ですわ。日進かはいりつかないと業者以外にほかにどうこうたて安くおるんだといふこといもないし建築単価も今試算せんよ。分らん人から送ら水ないでございませう。

女産

(一〇、分りました。はい)

議長

休憩いたします(12時13分)

再開いたします(12時19分)

議案第59号につきましては、質疑を尽くしたうでありますので、質疑を打ち切りたいと思っております。異議ございませんか。  
(異議ございません)

議長

この異議ありませんので、質疑を打ち切り討論に入ります。

議長

討論を省略をいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。  
(異議ありません)

議長

御異議ありおせんので、討論を省略いたしかつて表決に付  
けし。

議長

議案第47号、1972年度宜野湾市一般会計補正予算を表決  
に付し。

議長

原案の通り決することには異議ありおせんか、  
(異議なしと呼ぶ)

議長、御異議ありおせんので、左様以て決した。

議長

尚、一頁の訂正を認められたりおせんか、又今まで議決を致  
しかつた議案第40号、41号、42号、43号、44号、45号、46号、47  
号、48号の議案につきおいて字句の訂正、挿入に付して、議  
長において委任することには御異議ありおせんか。

議長

御異議ありおせんので、議長に委任することに決した。  
し。

議 案

以上をもちまして本日の日程は全部終了いた  
 して存。尚、明日は午前10時から教育委員会関  
 係の議案を審議したいと思っております。  
 本日は大変ご苦労さまであります。

散会(午後0時20分)